

役員等の報酬総額及び報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人高齢者福祉事業支援協会（以下「当法人」という。）定款第26条¹の規定に基づき、当法人の役員等の事業年度の報酬総額及び報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。ただし、職員を兼ねる者は除く。
- (3) 常勤役員で職員を兼ねるものは、本会の職員給与規程に則り給与及び手当を支給する。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号²で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費であり、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の区分)

第3条 役員等の報酬は、常勤理事にあつては月額報酬とし、非常勤役員等（常勤理事以外の理事及び監事をいう。以下同じ。）については、勤務の態様に応じ、月額又は必要の都度、別表2に基づき支払うことができる。

- 2 前項に定める報酬のほか、常勤理事には、月額で通勤手当を支給することができる。

(事業年度の報酬総額)

第4条 前条第1項に規定する報酬は、別表1に基づき事業年度ごと、1名ごとの上限を設定する。

(月額報酬及び賞与の算定方法)

第5条 常勤理事の月額給与は、前条に定める総額の範囲内において、別表3に基づき理事会で決定する。

- 2 新たに常勤理事に就任した者には、日割計算により、その日から月額報酬を支給する。
- 3 常勤理事が退職し、又は解任された場合には、日割計算により、その日までの月額報酬を支給する。
- 4 常勤理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 5 月額報酬の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

(通勤手当の算定方法)

第6条 通勤手当の月額、当法人の事務所と当該常勤理事の自宅との直線距離の区分に従い別表4に基づき支給する。

2 月の中途において常勤理事が就任し、退職し又は解任された場合においても、日割計算を行わず、当該月分の通勤手当は総額を支給する。

(支給方法)

第7条 役員等の報酬及び通勤手当は、その全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。

ただし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

2 役員等がその報酬及び通勤手当につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。

3 役員等の報酬の計算期間は前月16日より当月15日までとし、報酬の支給日は当月末日に支給する。ただし、その日が休日又は日曜日にあたる場合は、その日前におけるその日に最も近い休日又は日曜日でない日とする。役員等の報酬及び通勤手当は、その全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

(変更)

第8条 この規程は、定款第26条の規定により、社員総会の決議によって変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成30年3月24日より施行する。
- 3 この規程は、令和3年4月1日より施行する。
- 4 この規程は、令和6年6月26日より施行する。
- 5 この規程は、令和6年12月14日から施行する。
- 6 この規程は、令和8年3月16日から施行する。

別表 1（第 3 条関連）

役職名	年間報酬額	備考
代表理事	9,000,000 円	
監理事業責任理事（公益 1）	4,000,000 円	
マッチング事業担当理事（公益 2）	4,000,000 円	

別表 2（第 3 条関連）非常勤役員及び社員の報酬額

非常勤役員（監事を含む。）

理事会又は社員総会出席の都度 一人一律 10,000 円

監事 監査業務 1 回につき一人一律 15,000 円

（公益 1）指定外部役員による確認 1 回につき一人一律 10,000 円

その他（公益1）（公益2）及び（本部）に係る報酬は、日当12,000円、半日当6,000円とする。

別表 3（第 5 条関連）

役職名等	月額給与
代表理事	750,000 円
監理事業責任理事（公益 1）	333,000 円
マッチング支援事業担当理事（公益 2）	333,000 円
その他の理事	250,000 円

別表 4（第 6 条関連）

区分	通勤手当
通勤距離が片道 55 キロメートル以上である場合	31,600 円
通勤距離が片道 45 キロメートル以上 55 キロメートル未満である場合	28,000 円
通勤距離が片道 35 キロメートル以上 45 キロメートル未満である場合	24,400 円
通勤距離が片道 25 キロメートル以上 35 キロメートル未満である場合	18,700 円
通勤距離が片道 15 キロメートル以上 25 キロメートル未満である場合	12,900 円
通勤距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である場合	7,100 円
通勤距離が片道 2 キロメートル以上 10 キロメートル未満である場合	4,200 円
通勤距離が片道 2 キロメートル未満である場合	0 円

¹ （報酬等）

第 26 条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

² 公益認定法第 5 条第 13 号 その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。